

第 3 期米原市教育振興基本計画について

1 第 3 期米原市教育振興基本計画策定の趣旨

本市は、教育基本法の基本理念を踏まえ、平成 29 年 3 月に第 2 期米原市教育振興基本計画を策定しました。これまで、『ともに学び、ともに育つ、学びあいのまち まいばら～自分もひとも大切に、地域を誇る人づくり～』を基本理念とし、5 つの基本目標を柱として教育施策を進めてきました。

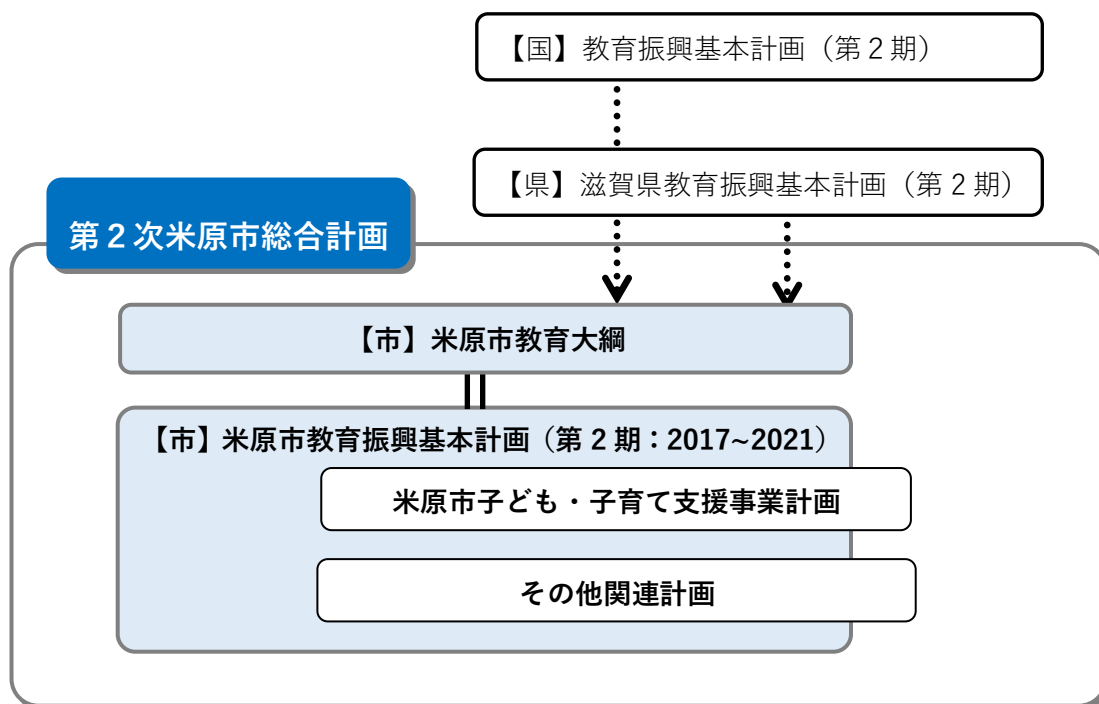
しかし、新型コロナウイルス感染症の対応にも見られるように、社会情勢の急速な変化に対応するため、教育施策も不断の見直しを求められているところです。そのため、本計画に掲げられている各施策についても、所期の目標が達成されているかどうかを十分に評価した上で今後の改善につなげ、さらに新たな施策を実施する必要があります。

そこで、令和 3 年度で計画期間が満了する第 2 期計画の成果と課題を踏まえ、令和 4 年度から 5 年間の本市教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第 3 期米原市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、計画的・体系的に教育課題の解決を図るため、本市の教育が目指す方向や推進する施策を示したものであり、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく計画です。
- (2) 教育振興基本計画として、平成 30 年 6 月に策定された国の第 2 期教育振興基本計画（平成 30 年度から令和 4 年度まで）を参酌しつつ、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画とするものです。
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づく「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（教育大綱）を本計画の基本的な考え方として位置付けていくことが、令和 2 年 9 月 30 日の総合教育会議で決定しました。
(※米原市総合教育会議規則第 2 条第 1 号に規定)
- (4) 目指すべき将来像の実現に向けたまちづくりの基本方針である「米原市総合計画」を踏まえた教育行政分野における計画であり、本市関連計画とも整合性を図りながら施策を推進していくものです。
- (5) 本計画は、米原市議会基本条例第 15 条に定める議決事項としていることから、令和 3 年 12 月議会での提案を予定しています。

3 第2期米原市教育振興基本計画の位置付け



3 計画の期間

令和4年度から令和8年度まで（5か年）

本計画は、5年間を見据えた本市の教育の指針であり、社会情勢の変化や計画の進捗状況に基づいて策定します。

■計画の期間

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第2期計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | 第3期計画 | | | | |